

第47回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月23日（金曜日）午後 2 時
受付開始：午後 1 時

場所

千葉県千葉市中央区千葉港8-5
ホテルポートプラザちば 2階 ロイヤル
(末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	20
連結計算書類	34
計算書類	36
監査報告	38
会場ご案内図	巻末

株主各位

証券コード 2599
2023年6月6日

千葉県長生郡長柄町皿木203番地1
ジャパンフーズ株式会社
代表取締役社長 **細井 富夫**

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.japanfoods.co.jp/ir/stock_info.html#meeting

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR」「IR情報」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2599/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ジャパンフーズ」又は「コード」に当社証券コード「2599」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月22日（木曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月23日（金曜日）午後 2 時 受付開始: 午後 1 時
2 場 所	千葉県千葉市中央区千葉港 8 - 5 ホテルポートプラザちば 2階 ロイヤル
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第47期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第47期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役 6名選任の件 第3号議案 監査役 2名選任の件 第4号議案 補欠監査役 1名選任の件 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2) 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、当社へ後に到着した議決権行使の内容を有効とさせていただきます。なお、双方が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。 (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。 (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

■会社法改正により、電子提供措置事項について、1、2頁に掲載している各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認ください。これを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制並びにその運用状況」

② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

■当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日は、電子提供措置事項を記載した書面の交付は行いませんので、本通知書をご持参くださいますようお願い申し上げます。

■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1、2頁に掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

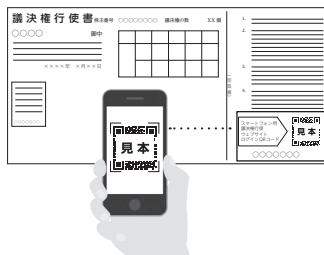
■株主総会にご出席の株主様へのお土産及びお飲み物はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

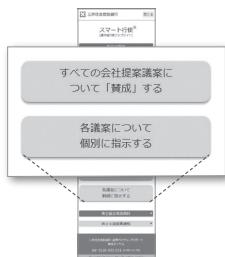
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

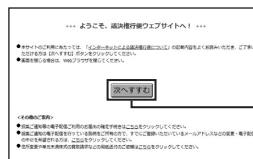
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としております。以下のとおり当期の期末配当をさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金17円（配当総額は81,989,079円）といたしたいと存じます。
なお、中間配当金として1株につき金10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金27円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案

取締役6名選任の件

取締役全員(5名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位、担当	
1	ほそい とみ お 細井 富夫	代表取締役社長	再任
2	うえやま あつし 上山 篤	取締役、品質保証管掌	再任
3	やまうち まなぶ 山内 学	専務執行役員、 SDGs・ひとづくり・ものづくり管掌 (兼) 東洋飲料(常熟) 有限公司董事	新任
4	まつうら つよし 松浦 強	社外取締役	再任 独立役員 社外
5	あべ くにあき 阿部 邦明	—	新任 社外
6	つづき たかまさ 都築 貴将	—	新任 社外

候補者
番号

1

ほそい とみお
細井 富夫

再任

生年月日：1956年 9月22日生
所有する当社の株式数：28,700株

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月 伊藤忠商事(株)入社
2001年 5月 同社業務部
2005年 4月 同社欧州繊維グループ長（兼）伊藤忠イタリー会社社長
2007年 4月 伊藤忠（中国）集団有限公司経営企画グループ長
2011年 4月 当社顧問
2011年 6月 当社執行役員、CIO、経営企画・事業推進・WN事業、IR担当、東京事務所長
2012年 6月 当社取締役、CFO、CIO、経営企画・海外事業・新規ビジネス・人事総務・IR担当
2013年 4月 当社常務取締役、CFO、CIO、経営企画・新規ビジネス・人事総務担当（兼）経営企画部長
2015年 4月 当社常務取締役、CFO、CCO、人事総務担当
2015年 6月 当社代表取締役社長
2016年 4月 当社代表取締役社長（兼）新規事業部門長
2018年 4月 当社代表取締役社長
2022年 4月 当社代表取締役社長（兼）SDGs・ものづくり管掌
2022年 6月 当社代表取締役社長（現任）

■選任理由

同氏は、2015年6月に代表取締役社長に就任以来、中期経営計画“JUMP2015”最終年度の2015年にV字回復を果たし、中期経営計画“JUMP+2018”及び中期経営計画“JUMP++2021”を遂行いたしました。2022年5月には、新中期経営計画“JUMP+++2024”を開示し、「全員躍動」のスローガンのもと、強いリーダーシップを発揮しており、適切な人材と判断し、引き続き、取締役候補者としております。

候補者
番号

2

うえやま あつし
上山 篤

再任

生年月日：1965年 4月22日生
所有する当社の株式数：12,000株

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1990年 4月 当社入社
1991年11月 伊藤忠商事(株)出向（1992年10月迄）
2006年10月 当社営業部長
2011年 6月 当社執行役員営業部長
2014年 6月 当社執行役員営業部長（兼）海外事業推進部長、東京事務所長
2015年10月 当社執行役員営業部長（兼）東京事務所長
2017年 4月 当社常務執行役員営業部長（兼）東京事務所長
2019年 6月 当社取締役営業部長（兼）東京事務所長
2021年 4月 当社取締役営業管掌（兼）東京事務所長
2022年 4月 当社取締役品質保証管掌（兼）生産技術室長
2023年 4月 当社取締役品質保証管掌（現任）

■選任理由

同氏は、1990年4月当社入社以来、製造、商社への出向などを経験した後、営業に移り、2006年からは営業のトップ（営業部長）としてお客様との交渉にあたって参りました。2011年執行役員、2017年常務執行役員、2019年取締役と豊富な役員経験を有するとともに人格、見識とも優れていることから、引き続き、取締役候補者としております。

候補者
番号

3

やまうち まなぶ
山内 学

新任

生年月日：1962年10月27日生
所有する当社の株式数：18,300株

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1987年4月 当社入社
 2004年10月 当社製造一部長
 2009年7月 当社執行役員副工場長
 2010年4月 当社執行役員工場長
 2010年6月 当社取締役工場長
 2013年4月 当社常務取締役工場長
 2016年4月 当社専務取締役製造部門長、CCO
 2017年4月 当社専務取締役製造部門長、CCO、品質保証管掌
 2018年4月 当社専務取締役新規事業部門長、CTO
 2019年4月 当社専務執行役員、東洋飲料（常熟）有限公司（出向）
 2019年5月 当社専務執行役員、東洋飲料（常熟）有限公司董事（出向）
 2022年5月 当社専務執行役員、SDGs・ものづくり管掌（兼）東洋飲料（常熟）有限公司董事（非常勤）
 2023年4月 当社専務執行役員、SDGs・ひとづくり・ものづくり管掌（兼）東洋飲料（常熟）有限公司董事（非常勤）
 （現任）

■選任理由

同氏は、1987年4月当社入社以来、製造業務に従事しており、製造・ユーティリティ等の現場での経験・知識が豊富であり、2010年以降製造現場のトップ（工場長・製造部門長）として業務執行にあたってきております。2019年以降は中国赴任し、合併企業である東洋飲料(常熟)有限公司にて董事及び副総経理として優れた経営手腕を発揮しています。当社における豊富な業務経験と、中国での経営全般、グローバルな事業経営に関する卓越した知見を有していることから、新たに取締役候補者としております。

候補者
番号

4

まつうら つよし
松浦 強

再任

社外

独立役員

生年月日：1949年11月12日生
所有する当社の株式数： 一 株

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1970年4月 オリンパス(株)入社
 2002年4月 同社品質保証部長
 2006年4月 同社品質環境本部長（理事）
 2007年7月 同社品質環境本部長（役員待遇主幹理事）
 2009年10月 （社）日本品質管理学会理事
 2010年3月 前橋工科大学客員教授
 2010年4月 （社）品質工学会理事
 2010年6月 オリンパスメディカルシステムズ(株)常勤監査役
 2013年6月 同社常勤監査役退任
 2015年6月 当社社外監査役
 2022年6月 当社社外取締役（現任）

■選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、品質管理における専門的な知識と経験を有しており、2015年6月より社外監査役としていたことから、経営に対する監視・監督を十分に発揮して頂けると期待され、社外取締役候補者としております。

候補者
番号

5

あべ くにあき
阿部 邦明

新任

社外

生年月日：1968年11月27日生
所有する当社の株式数： 一 株

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1991年 4月 伊藤忠商事(株)入社
1991年 5月 同社食品流通第二部食品流通第五課
1993年 5月 同社生活産業グループ海外研修生（台湾）
1994年 8月 同社生活産業グループ海外研修生（中国）
1995年 7月 同社食品流通第二部食品流通第五課
1997年 4月 同社砂糖・飲料部飲料原料課
2000年 4月 同社飲料原料部飲料原料課
2002年 4月 同社食品流通第二事業部飲料乳製品課
2002年10月 同社食品流通第二事業部飲料・輸入ブランド食品課
2003年 4月 同社食料原料第二事業部飲料原料課長代行
2004年 4月 同社飲料原料部飲料原料課長
2007年10月 同社業務部
2011年 4月 同社食品流通部門食品流通戦略室長
2013年 4月 (株)ファミリーマート出向（執行役員）（東京駐在）
2016年 4月 伊藤忠商事(株)食品開発部長
2017年 4月 同社リテール開発部長
2019年 4月 同社食料経営企画部長
2022年 4月 同社執行役員食料経営企画部長
2023年 4月 同社執行役員生鮮食品部門長（現任）

（重要な兼職の状況）

伊藤忠商事(株)執行役員生鮮食品部門長
Dole International Holdings(株) 代表取締役
Dole Asia Holdings Pte.Ltd. Director
PT Aneka Tuna Indonesia President Commissioner

■選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、総合商社の食料営業部門及び経営企画において豊富な経験と識見を有し、海外駐在経験もあり、また長く、飲料原料調達ビジネスに携わり、客観的な立場から当社の経営判断、営業政策の決定、新規分野への投資に関する貴重な助言をいただけることが期待できます。また、当社の経営に資するところも大きいと考え、社外取締役候補者として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者
番号

6

つづき たかまさ
都築 貴将

新任

社外

生年月日：1972年 9 月13 日生
所有する当社の株式数： 一 株

■略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1995年 4 月 伊藤忠商事(株)入社
- 1996年 4 月 同社大阪食品部食品第一課
- 2001年 4 月 同社食品流通第一部食品流通第一課
- 2004年 8 月 同社食料経営企画部
- 2009年 4 月 同社食品流通部門食品流通戦略室長代行
- 2011年 4 月 同社生鮮・食材部門生鮮・食材流通戦略室長（兼）食料経営企画部食品安全・コンプライアンス管理室
- 2013年 5 月 Dole Packaged Foods, LLC出向（ロスアンゼルス駐在）
- 2015年 4 月 Dole Asia Holdings Pte.Ltd出向（シンガポール駐在）
- 2020年 4 月 伊藤忠商事(株)生鮮食品第三部長代行
- 2021年 4 月 同社生鮮食品第三部長代行（兼）生鮮食品第三部生鮮加工品第三課長
- 2022年 5 月 (株)ドール出向（代表取締役副社長）（東京駐在）
- 2023年 4 月 伊藤忠商事(株)生鮮食品第三部長（現任）

（重要な兼職の状況）

伊藤忠商事(株)生鮮食品第三部長
Dole International Holdings(株) 取締役

■選任理由及び期待される役割の概要

同氏は、総合商社の食料営業部門及び海外駐在、事業会社への出向など、豊富な経験と識見を有しており、食品流通のビジネスにも携わり、当社単体の属する業界において、客観的な立場から当社の経営判断、営業政策の決定、新規分野への投資に関する貴重な助言が期待できます。また、当社の経営に資するところが大きいと考え、社外取締役候補者として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 取締役候補者の阿部邦明氏及び都築貴将氏は、新任の取締役候補者です。
2. 取締役候補者の阿部邦明氏及び都築貴将氏は、伊藤忠商事(株)の業務執行者ですが、同社は当社の主要株主であり、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。
3. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はございません。
4. 取締役候補者のうち、松浦 強氏、阿部邦明氏及び都築貴将氏は、社外取締役候補者であります。
5. 松浦 強氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は、松浦 強氏との間で会社法第427条第1項の規定に従い、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額としており、松浦 強氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。また、阿部邦明氏及び都築貴将氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役及び監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
8. 当社は、現在、松浦 強氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりますが、当社は本総会において同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案

監査役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役栢之間昌治氏が任期満了となり、また、監査役宮川説夫氏が辞任されますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者長友 晃氏は監査役宮川説夫氏の補欠とし選任されますのでその任期は当社定款の定めにより、辞任される同監査役の任期満了となる時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

ながとも
長友

あきら
晃

新任

生年月日：1952年10月27日生
所有する当社の株式数：6,400株

■略歴、当社における地位

- 1975年4月 伊藤忠商事(株)入社
- 1978年10月 第一勧業銀行出向
- 1979年10月 伊藤忠商事(株)審査部
- 1989年8月 同社中南米総支配人付（パナマ駐在）
- 1997年7月 同社生活産業経営管理部
- 2000年4月 同社食料経営管理部長代行
- 2004年6月 同社リスクマネジメント部長
- 2005年11月 伊藤忠プラスチック(株)出向
- 2006年6月 同社取締役執行役員管理本部長（伊藤忠商事から転籍）
- 2007年6月 同社取締役常務執行役員
- 2010年6月 同社取締役専務執行役員職能本部長
- 2014年6月 当社常勤監査役
- 2018年6月 当社顧問
- 2019年6月 当社アドバイザー（現任）

■選任理由

同氏は、総合商社及びその子会社の管理部門の経験が長く、人格・識見のうえで当社の監査役にふさわしいと判断し、新たな監査役候補者としております。なお、同氏は、長年に亘り信用審査・リスクマネジメント・経理・決算業務等に従事しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。

候補者
番号

2

かやのま しょうじ
栢之間 昌治

再任

社外

独立役員

生年月日：1955年 6 月14 日生
所有する当社の株式数： 一 株

■略歴、当社における地位

- 1978年 4 月 日清製油(株) (現 日清オイリオグループ(株)) 入社
- 2004年 7 月 日清オイリオグループ(株)横浜磯子工場長
- 2008年 6 月 同社取締役 生産、生産技術担当
- 2011年 6 月 同社取締役退任
- 2013年 6 月 同社常務執行役員、生産・物流統括部長
- 2015年 6 月 同社常勤監査役
- 2019年 6 月 同社常勤監査役退任
- 2022年 6 月 当社社外監査役 (現任)

■選任理由

同氏は、食料・食品製造の経営における専門的な知識と幅広い経験を有しており、経営に対する監視・監督機能を十分に果たして頂けると期待されることから、社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 監査役候補者の長友 晃氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者の長友 晃氏及び栢之間昌治氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。
3. 栢之間昌治氏は、社外監査役候補者であります。
4. 栢之間昌治氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、栢之間昌治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。栢之間昌治氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役及び監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。長友 晃氏及び栢之間昌治氏が監査役に選任され就任した場合には、両氏ともD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
7. 当社は、現在、栢之間昌治氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しておりますが、当社は本総会において同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 取締役・監査役のスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決されますと、当社の役員の構成及び期待する分野は次のとおりとなります。

	氏名	属性	経	財	生	リ	戦	法	国	サ
取締役	ほそい とみ お 細井 富夫		●			●	●		●	
取締役	うえやま あつし 上山 篤		●		●		●			
取締役	やまうち まなぶ 山内 学		●		●				●	●
取締役	まつうら つよし 松浦 強	社外 独立	●		●	●				
取締役	あべ くにあき 阿部 邦明	社外	●			●	●		●	
取締役	つづき たかまさ 都築 貴将	社外	●			●	●		●	
監査役	ながとも あきら 長友 晃			●		●		●		
監査役	かやの ましろうじ 栢之間 昌治	社外 独立	●		●	●				
監査役	うおずみ たかし 魚住 峰司	社外		●		●	●			

※ご参考までに、各候補者に特に期待する分野を記載しております。

経 経営経験	財 財務・会計	生 生産管理・品質管理	リ リスクマネジメント
戦 事業戦略・マーケティング	法 法務・法規制等	国 国際性・多様性	サ サステナビリティ・SDGs

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

候補者からは、監査役が在任中に退任し法令に定める監査役の員数を欠く場合に監査役に就任する旨の承諾を得ております。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

せいけ りゅうた
清家 隆太

生年月日：1972年7月20日生
所有する当社の株式数： 一 株

■略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1996年4月 伊藤忠商事(株)入社
- 1997年10月 同社宇宙・情報・マルチメディア事業・審査部
- 2002年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼(株)出向
- 2005年6月 伊藤忠商事(株)食料事業統括部
- 2009年4月 同社生活資材・化学品事業統括部
- 2012年4月 伊藤忠・中国経営管理グループ（北京駐在）
- 2014年7月 伊藤忠・中国経営管理グループ（上海駐在）
- 2018年5月 伊藤忠商事(株)住生活事業・リスク管理室長
- 2022年5月 同社統合RM部事業管理統轄室長（現任）

（重要な兼職の状況）

- 伊藤忠商事(株)統合RM部事業管理統轄室長
- 伊藤忠食品(株)監査役
- 伊藤忠サイバー&インテリジェンス(株)監査役

■選任理由

同氏は、総合商社において事業審査を経験したのち、海外駐在、事業会社経営管理、与信管理業務を長年に亘り経験しており、これらの業務を通じて財務・会計に関する相当の知見を有していると判断されることから、補欠の社外監査役候補者としています。

- (注) 1. 清家隆太氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
2. 補欠監査役候補者の清家隆太氏は、伊藤忠商事(株)の業務執行者ですが、同社は当社の主要株主であり、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。
3. 清家隆太氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に従い、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
4. 当社は清家隆太氏が監査役に就任した場合には、会社法第430条の3第1項の規定に従い、保険会社との間で締結しております役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約により、取締役及び監査役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。清家隆太氏が監査役に就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定であります。

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2010年6月18日開催の当社第34回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額の範囲内にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額250百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.49%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は4.9%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告29頁に記載の取締役及び監査役の指名並びに報酬決定の方針と手続きにつき、29頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は6名（うち社外取締役3名）となり、本議案に係る対象取締役は3名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額250百万円以内の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数25,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（ご参考）

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症対策の規制緩和により、個人消費やインバウンド需要が回復基調にあるなど、経済活動の正常化に向けた動きが見受けられましたが、ロシアのウクライナ侵攻に起因したエネルギー価格の高騰や日米金利差拡大に伴う円安を背景とした物価高により、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

国内飲料業界につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の規制緩和に伴う緩やかな人流の回復に加え、6月下旬からの猛暑による市場の押し上げや、冷夏であった前期反動もありましたが、10月以降で各メーカーが実施した価格改定や、更なる物価高が追い打ちとなり、消費者の家計防衛的な買い控えが進んだ影響で、業界全体の販売数量が、前年同期比2%増（飲料総研調べ）にとどまりました。

このような状況下、当連結会計年度の経営成績は、売上高は10,083百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益は144百万円、経常利益は315百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、246百万円となりました。

当社グループでは、「ふ・け・か（防ぐ・削る・稼ぐ）」を更に進化させた「品質経営」を全社推進し、製品・サービスと業務プロセスの品質を高め、無形資産の最大活用に伴うあらゆる生産性の向上、新製品の積極受注や新たな販売領域の創出により、収益を最大化し、財務体質の改善に努めてまいりました。

セグメントごとの経営成績は、以下のとおりであります。

(国内飲料受託製造事業)

国内飲料受託製造事業につきましては、ウクライナ侵攻や円安を背景とした期初からのエネルギーコストの上昇や、10月以降で各メーカーが実施した価格改定の影響による受注低迷もありましたが、新型コロナウイルス感染症対策の規制緩和に伴う緩やかな人流の回復に加え、猛暑による市場の押し上げ等もあり、生産性の向上と積極的な受注活動を行った結果、当連結会計年度における受託製造数は37,989千ケース（前年同期比4.4%増）、売上高は9,950百万円（前年同期比5.3%増）、セグメント利益156百万円（前年同期はセグメント損失426百万円）となりました。

(海外飲料受託製造事業)

海外飲料受託製造事業（中国、連結対象期間：2022年1月から12月期）につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売上減少等により、セグメント利益は130百万円（前年同期比38.1%減）となりました。

(その他の事業)

水宅配事業及び水宅配フランチャイズ事業等につきましては、ボトルドウォーターの価格改定等を致しましたが、コロナ禍がもたらした急激な社会変化でオフィス向け製品水の販売が低迷したことにより、セグメント利益は29百万円（前年同期比35.1%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、主要な設備に重要な異動はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、当社において、長期借入金5億円の返済への充当及び外部環境の影響を考慮した運転資金確保を目的として、金融機関より10億円の借入による資金調達を行いました。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

		第44期 (2020年3月期)	第45期 (2021年3月期)	第46期 (2022年3月期)	第47期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	15,672	12,378	9,576	10,083
営業利益又は営業損失 (△)	(百万円)	408	△750	△387	144
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	458	△564	△171	315
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	119	△498	356	246
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失 (△)	(円)	24.83	△103.29	73.88	51.11
総資産	(百万円)	21,835	24,893	22,178	20,871
純資産	(百万円)	7,890	7,192	7,291	7,490
1株当たり純資産額	(円)	1,636.00	1,491.24	1,511.93	1,553.21

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 売上高には、消費税は含まれておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

		第44期 (2020年3月期)	第45期 (2021年3月期)	第46期 (2022年3月期)	第47期 (当事業年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	15,563	12,275	9,470	9,967
営業利益又は営業損失 (△)	(百万円)	398	△738	△393	139
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	432	△792	△422	160
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	100	△724	106	93
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失 (△)	(円)	20.93	△150.13	22.16	19.28
総資産	(百万円)	22,102	24,877	21,808	20,342
純資産	(百万円)	8,021	7,215	6,942	6,905
1株当たり純資産額	(円)	1,663.13	1,496.12	1,439.56	1,431.84

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 売上高には、消費税は含まれておりません。

(5) 対処すべき課題

当社グループが、2022年5月13日に公表した2022年度から2024年度までの3カ年を対象期間とした中期経営計画（“JUMP+++2024”－品質経営とサステナビリティー）において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりです。

■ 「品質経営」と「サステナビリティ」

- ① 2つのセグメントの継続成長（コア：本社工場、新規：事業会社/新ビジネス）
- ② 人材の更なる活性化（最適配置・育成強化）
- ③ 環境配慮・「SDGs」への貢献、持続可能なスクラップ&ビルド
- ④ キャッシュ・フロー極大化、財務体質の改善

(6) 中期経営計画

当社グループは、2022年度から2024年度までの3カ年を対象期間とした中期経営計画（“JUMP+++2024”－品質経営とサステナビリティー）において、「ふ・け・か（防ぐ・削る・稼ぐ）」を更に進化させた「品質経営」を全社推進し、製品・サービスと業務プロセスの品質を高め、無形資産の最大活用に伴うあらゆる生産性の向上、新製品の積極受注や新たな販売領域の創出、及び10年先を見据えた総合スクラップ&ビルド計画の実行により、収益を最大化し、財務体質の改善を図っております。

また、「サステナビリティ・SDGs課題への対応」を新たな重要課題ととらえ、環境・人権に配慮したSDGs目標を設定し、その達成により、経済価値と社会価値を両立させた「100年企業」を目指しております。

中期経営計画の1年目は、カイゼン活動や各種プロジェクトを通じ、「品質経営」の根幹となる「ひとつくり」「顧客の品質評価の向上」「生産性の向上」が進捗しました。具体的な取り組み状況は以下のとおりです。

① 2つのセグメントの継続成長（コア：本社工場、新規：事業会社/新ビジネス）

コアセグメントでは、外部環境による影響も受けましたが、自社の開発ノウハウを生かし、新たな販売領域の拡大に努めました。またRPAの導入や業務のシステム化を行い、業務効率化を進捗させました。設備の稼働については、特定設備の不具合による稼働率の低下がありましたが、設備保全の強化によりトラブルの再発防止を徹底しております。今後も、新製品の積極受注と新たな販売領域の受注拡大、業務効率や設備の稼働率の向上を図ることで、更なる付加価値を創出し、生産性向上を目指します。

新規セグメントでは、国内・中国事業ともに新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、国内事業では物流効率化の進捗によるコスト改善、中国事業ではラインの新設による収益力強化されました。この取り組みにより2023年度では更なる増益を目指します。

② 人材の更なる活性化（最適配置・育成強化）

トータルリワードの考えのもと、チャレンジする組織風土の醸成のため、人事制度、人員体制、人材育成の方針の見直しを実施し、新人事制度は2023年度より運用開始します。また品質経営を全社推進するため、QC検定の全社員取得を目指し、2022年度の取得率は53%となりました。今後も人員体制の最適化や人材育成・教育制度の拡充を通じて、多様な人材の登用を積極的に推進してまいります。

③ 環境配慮・「SDGs」への貢献、持続可能なスクラップ&ビルド

環境配慮では、温室効果ガス排出量、給水原単位、リサイクル素材PET生産使用率の3項目で改善しております。温室効果ガス排出量は既存設備の省エネ化や太陽光発電の稼働により、給水原単位は洗浄工程の見直し等の省水活動により、リサイクル素材PET生産使用率は自社技術の向上により、2024年度目標に向けて進捗しております。

10年先を見据えた総合スクラップ&ビルドについては、その実行に向け、柔軟性・弾力性を持った計画を策定しております。

④ キャッシュ・フロー極大化、財務体質の改善

安定した営業キャッシュ・フローと設備投資の厳選に伴うフリー・キャッシュ・フローの創出により、借入金返済は計画通り進捗しました。今後も最適な資金分配を行うことで、財務体質を改善し、ROE及び株主資本比率の向上に努めます。

2022年度から2024年度までの経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標は、次のとおりです。

	中期経営計画“JUMP+++2024”			実績
	2022年度	2023年度	2024年度	2022年度
売上高 (百万円)	10,500	10,900	10,900	10,083
営業利益 (百万円)	400	700	700	144
経常利益 (百万円)	550	900	950	315
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	450	700	750	246
株主資本比率 (%)	38	40	45	34
ROE (%)	6.0	9.0	9.3	3.3
営業キャッシュ・フロー (百万円)	1,600	2,600	2,600	1,431

(7) コーポレート・ガバナンスへの対応

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「経営理念」にある「公正・透明・誠実な企業活動と開かれた企業」並びに「企業の持続的発展と社会・環境との共生」に沿い、当社の企業活動が適正かつ適切に行われるよう、ガバナンスが有効に機能する体制を構築することであり、この基本的な考え方にに基づき、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組みます。

当社の業容に相応しいコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、2015年12月制定「コーポレート・ガバナンス基本方針」を2018年12月の取締役会決議により見直し制定しております。

また、2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂において、企業の「サステナビリティ・SDGs課題」への対応が強く求められています。その中で、2022年5月13日に公表した2022年度から2024年度までの3カ年を対象期間とした中期経営計画（“JUMP+++2024”－品質経営とサステナビリティ）において、「サステナビリティ・SDGs課題への対応」を新たな重要課題ととらえ、環境・人権に配慮したSDGs目標を設定し、その達成に努めてまいります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 親会社の状況
当社には親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
JFウォーターサービス株式会社	10百万円	100%	水宅配及びウォーターサーバーメンテナンス

(9) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

- ① 国内飲料受託製造事業
- ・ ペットボトル飲料の受託製造
 - ・ びん飲料の受託製造
 - ・ 缶飲料の受託製造
 - ・ 酒類飲料の受託製造
- ② その他の事業
- ・ 水宅配に関する販売、機械メンテナンス

(10) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	千葉県長生郡長柄町皿木203番地1
東京事務所	東京都中央区京橋2丁目5番18号（京橋創生館6階）

② 子会社

名称	所在地
JFウォーターサービス株式会社	本社：千葉県長生郡長柄町皿木203番地1

(11) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内飲料受託製造事業	228名	29名減
その他	9名	1名減
合計	237名	30名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
228名	29名減	42.3歳	16.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、執行役員及び定年後の再雇用を含む契約社員が含まれており、当社から他社への出向社員、派遣社員及びパート等の員数は含まれておりません。

(12) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	4,967 百万円
株式会社千葉銀行	1,666
株式会社日本政策投資銀行	1,185
株式会社三菱UFJ銀行	1,016
株式会社三井住友銀行	505
株式会社みずほ銀行	293
三井住友信託銀行株式会社	275
日本生命保険相互会社	250

(13) 継続企業の前提に関する重要事象等

該当事項はありません。

2 株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 18,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,100,000株
- ③ 株主数 13,454名 (前事業年度末比 932名増)
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠商事株式会社	1,745千株	36.18%
株式会社博水社	215	4.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	179	3.72
ジャパンフーズ従業員持株会	128	2.66
東洋製罐グループホールディングス株式会社	70	1.45
SMBC日興証券株式会社	47	0.98
アサヒ飲料株式会社	40	0.83
株式会社日本カストディ銀行	37	0.78
株式会社千葉銀行	30	0.62
サントリー食品インターナショナル株式会社	30	0.62

(注) 1. 当社は、自己株式を277,113株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 上記銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式を以下のとおり含んでおります。

株式会社日本カストディ銀行

(信託口) 24,500株 (信託口4) 6,500株 (信託A口) 3,000株

(年金持金口) 2,000株 (年金信託口) 1,700株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

(信託口) 179,600株

4. 当事業年度中に会社役員に対して交付した株式はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細 井 富 夫	
取締役	上 山 篤	品質保証管掌、生産技術室長
取締役	鯛 健 一	伊藤忠商事株式会社 執行役員生鮮食品部門長 Dole International Holdings株式会社 代表取締役 プリマハム株式会社 取締役 株式会社食料マネジメントサポート 取締役
取締役	田 邊 秀 洋	伊藤忠商事株式会社 生鮮食品第三部長 株式会社ケーアイ・フレッシュアクセス 取締役 Dole International Holdings株式会社 取締役 煙台龍大食品有限公司 董事 株式会社ワンダーチルディア 取締役
取締役	松 浦 強	
監査役（常勤）	宮 川 説 夫	JFウォーターサービス株式会社 社外監査役 株式会社ウォーターネット 社外監査役 株式会社ウォーターネットエンジニアリング 社外監査役
監査役	栢 之 間 昌 治	
監査役	魚 住 峰 司	伊藤忠商事株式会社 食料事業統括室長 伊藤忠食糧株式会社 監査役 I・サイロホールディングス株式会社 監査役 千葉グリーンセンター株式会社 監査役 衣浦埠頭株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役鯛 健一氏、田邊秀洋氏及び松浦 強氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役宮川説夫氏、栢之間昌治氏及び魚住峰司氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役宮川説夫氏は長年に亘り伊藤忠商事株式会社及びその子会社において与信審査・リスクマネジメント・経理・決算業務等に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役松浦 強氏及び監査役栢之間昌治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
 5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
 ①2022年6月23日開催の第46回定時株主総会の終結の時をもって、取締役齊藤克記氏は任期満了により退任いたしました。
 ②2022年6月23日開催の第46回定時株主総会の終結の時をもって、監査役松浦 強氏は辞任により退任いたしました。
 ③2022年6月23日開催の第46回定時株主総会の終結の時をもって、監査役谷 和夫氏は辞任により退任いたしました。
 ④2022年6月23日開催の第46回定時株主総会において、新たに松浦 強氏は取締役に選任され就任いたしました。
 ⑤2022年6月23日開催の第46回定時株主総会において、新たに栢之間昌治氏及び魚住峰司氏は監査役に選任され就任いたしました。

6. 当事業年度末後に生じた会社役員の地位及び担当の異動については次のとおりであります。

氏名	新役名及び職名	旧役名及び職名	異動年月日
上 山 篤	取締役、品質保証管掌	取締役、品質保証管掌（兼）生産技術室長	2023年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び日本、海外における会社法上の子会社の取締役、社外取締役、監査役、執行役員、社外派遣役員、退任役員、管理職・監督者としての地位にある従業員及び法定相続人・代理人を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該対象者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、又、填補する額について限度額を設けることにより、当該対象者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の指名並びに報酬決定の方針と手続き

当社は取締役及び監査役の指名並びに報酬に関する執行側からの提案内容を社外役員連絡協議会にて事前に十分協議した上で、取締役及び監査役の指名並びに報酬額を取締役会にて審議の上決定することにしてあります。

また、当社は2022年9月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。

- i) 取締役の個人別の固定報酬の額又は算定方法
 - ・ 役位による月例固定報酬テーブルに基づき支払う。役位は取締役会の承認を必要とする。
- ii) 業績連動金銭報酬の額の算定方法
 - ・ 当社の過去の業績と今後の計画数値を勘案し、適切と判断した親会社株主に帰属する当期純利益の達成率に基づき、毎年一定の時期に支給する。

iii) 株式報酬の額もしくは株式数の算定方法

- ・個別の取締役の役位、職責等を総合的に判断し株式報酬の額もしくは株式数を決定し、譲渡制限付き株式を割当てる。
- ・割当てる株式の上限、及び割当てのための金銭報酬債権の上限は当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案した上で設定し、株主総会の承認を得る。
- ・割当てる株式の譲渡制限については、対象取締役が当社の取締役、及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合に解除する。

iv) 固定報酬等の額、業績連動金銭報酬等の額、株式報酬の額の割合

- ・取締役の固定報酬等の額、業績連動金銭報酬等の額、株式報酬の額の割合は、原則として12：3：2を基準として設定する。

v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を特定の取締役に委任する場合は、委任を受ける者の氏名又は、その株式会社における地位及び担当、その権限の内容及び委任を受ける者により、その権限が適切に決定されるための措置

- ・委任する者：代表取締役社長 細井富夫
- ・委任の内容、理由及びその権限が適切に決定されるための措置：

上記 ii)、iii) の方式で算定した業績連動金銭報酬、株式報酬の個人別報酬等の内容は、各取締役の定性評価を公正にできる立場にある代表取締役社長が、各取締役のMBO評価（業績評価）とインタビューに基づき金額を決定する（決定内容は取締役会に報告される）

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の種類別の額（百万円）		
			基本報酬	業績連動金銭報酬	業績連動非金銭 （株式）報酬
取締役 （うち社外取締役）	6 (4)	56 (9)	56 (9)	— (—)	— (—)
監査役 （うち社外監査役）	5 (5)	25 (25)	25 (25)	— (—)	— (—)
合計	11	81	81	—	—

- (注) 1. 上記には、2022年6月23日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2010年6月18日開催の第34回定時株主総会(取締役員数7名)において年額250百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2010年6月18日開催の第34回定時株主総会(監査役員数3名)において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 業績連動報酬は、常勤取締役のみに支給される制度となっております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職の状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
取締役	鯛 健 一	伊藤忠商事株式会社	生鮮食品部門長
取締役	田 邊 秀 洋	伊藤忠商事株式会社	生鮮食品第三部長
監査役	魚 住 峰 司	伊藤忠商事株式会社	食料事業統括室長

(注) 伊藤忠商事株式会社は当社の主要株主であり、当社は同社との間に製品販売等の取引関係があります。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼職の状況

地位	氏名	兼職する法人等	兼職の内容
監査役（常勤）	宮 川 説 夫	J F ウォーターサービス株式会社 株式会社ウォーターネット 株式会社ウォーターネットエンジニアリング	社外監査役 社外監査役 社外監査役
取締役	鯛 健 一	Dole International Holdings株式会社 プリマハム株式会社 株式会社食料マネジメントサポート	代表取締役 取締役 取締役
取締役	田 邊 秀 洋	株式会社ケーアイ・フレッシュアクセス Dole International Holdings株式会社 株式会社ワンダーチルディア	取締役 取締役 取締役
監査役	魚 住 峰 司	伊藤忠製糖株式会社 伊藤忠食糧株式会社 I・サイロホールディングス株式会社 千葉グリーンセンター株式会社 衣浦埠頭株式会社	監査役 監査役 監査役 監査役 監査役

- (注) 1. 取締役鯛 健一氏は、Dole International Holdings株式会社の代表取締役であり、プリマハム株式会社及び株式会社食料マネジメントサポートの取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
2. 取締役田邊秀洋氏は、株式会社ケーアイ・フレッシュアクセス及びDole International Holdings株式会社、株式会社ワンダーチルディアの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。
3. 監査役魚住峰司氏は、伊藤忠製糖株式会社及び伊藤忠食糧株式会社、I・サイロホールディングス株式会社、千葉グリーンセンター株式会社、衣浦埠頭株式会社の監査役であります。2022年12月31日付で伊藤忠製糖株式会社の監査役を退任しております。当社と各兼職先との間には特別な関係はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係 該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	鯛 健 一	当期開催の取締役会18回全てに出席し、主に総合商社における豊富な経験・実績・識見を活かし、経営判断、営業政策の決定、新規分野への投資に関して必要な発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	田 邊 秀 洋	当期開催の取締役会18回全てに出席し、主に食糧原料関係の豊富な経験・実績、所見を活かし、営業政策の決定、新分野への投資に関する必要な発言を適宜行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	松 浦 強	取締役又は監査役として当期開催の取締役会18回全てに出席し、監査役退任までの当期監査役会2回全てに出席しております。主に品質管理、工場経営に対して毎月活発な助言を行い、工場管理職に対し品質管理に関する研修等を行っております。
監査役（常勤）	宮 川 説 夫	当期開催の取締役会18回のうち16回に出席し、生産におけるリスクマネジメントに関する意見や、財務及び会計に関する知見を活かし、適切な発言を適宜行うなど、社外監査役に求められる役割・責務を果たしております。又、当期開催の監査役会9回全てに出席し、監査役会の議長として議案の提出・説明・進行等を行っているほか、適宜必要な発言を行っております。
監査役	栢 之 間 昌 治	2022年6月23日就任以降開催された取締役会13回全てに出席し、社外役員としての独立性・中立性の観点から取締役会の意思決定の適正・妥当性を確保するための質問、発言を適宜行っています。また、2022年6月23日就任以降に開催された監査役会7回全てに出席し、当社の食料、食品経営について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	魚 住 峰 司	2022年6月23日就任以降開催された取締役会13回全てに出席し、社外役員としての独立性・中立性の観点から取締役会の意思決定の適正・妥当性を確保するための質問、発言を適宜行っています。また、2022年6月23日就任以降に開催された監査役会7回全てに出席し、当社の財務及び会計について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 松浦 強氏は、2022年6月23日開催の第46回定株主総会終結の時をもって監査役を退任し、取締役に就任しております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の遂行状況並びに報酬見積もりの算定根拠等の相当性を吟味・検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役とも協議の上で、監査役の過半数の同意に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	4,116,091
現金及び預金	973,325
電子記録債権	843,334
売掛金	1,800,598
商品及び製品	183,421
原材料及び貯蔵品	195,627
その他	119,783
固定資産	16,755,874
有形固定資産	14,296,795
建物及び構築物	7,490,055
機械装置及び運搬具	5,719,370
工具、器具及び備品	156,506
土地	484,898
リース資産	426,653
建設仮勘定	19,310
無形固定資産	415,296
ソフトウェア	374,841
ソフトウェア仮勘定	20,500
その他	19,955
投資その他の資産	2,043,783
投資有価証券	1,359,885
退職給付に係る資産	27,672
繰延税金資産	529,468
その他	126,756
資産合計	20,871,966

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	3,734,005
買掛金	776,080
短期借入金	500,000
1年内返済予定の長期借入金	1,350,864
リース債務	86,812
未払金	825,875
未払法人税等	45,876
未払消費税等	48,757
賞与引当金	46,647
役員賞与引当金	4,581
その他	48,510
固定負債	9,647,027
長期借入金	8,309,410
リース債務	284,305
固定資産撤去費用引当金	396,000
資産除去債務	657,285
その他	26
負債合計	13,381,033
(純資産の部)	
株主資本	6,994,048
資本金	628,800
資本剰余金	272,400
利益剰余金	6,357,472
自己株式	△264,624
その他の包括利益累計額	496,884
為替換算調整勘定	431,466
退職給付に係る調整累計額	65,417
純資産合計	7,490,932
負債・純資産合計	20,871,966

連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		10,083,249
売上原価		8,061,327
売上総利益		2,021,922
販売費及び一般管理費		1,877,490
営業利益		144,432
営業外収益		
受取利息	60	
持分法による投資利益	155,924	
補助金収入	56,253	
その他	48,507	260,745
営業外費用		
支払利息	80,013	
支払手数料	4,167	
その他	5,907	90,088
経常利益		315,089
特別利益		
固定資産売却益	2,298	2,298
特別損失		
固定資産除却損	2,064	
固定資産撤去費用	10,035	
減損損失	1,044	13,143
税金等調整前当期純利益		304,243
法人税・住民税及び事業税	27,506	
法人税等調整額	30,232	57,738
当期純利益		246,505
親会社株主に帰属する当期純利益		246,505

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	4,069,783
現金及び預金	949,683
電子記録債権	843,334
売掛金	1,783,546
商品及び製品	182,291
原材料及び貯蔵品	192,233
前払費用	88,425
その他	30,267
固定資産	16,272,915
有形固定資産	14,296,795
建物	7,061,964
構築物	428,091
機械及び装置	5,719,370
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	156,506
土地	484,898
リース資産	426,653
建設仮勘定	19,310
無形固定資産	415,296
借地権	1,000
ソフトウェア	374,841
ソフトウェア仮勘定	20,500
電話加入権	1,488
その他	17,466
投資その他の資産	1,560,824
関係会社株式	876,669
長期貸付金	9,533
長期前払費用	44,642
繰延税金資産	557,398
その他	72,580
資産合計	20,342,698

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	3,724,377
買掛金	769,425
短期借入金	500,000
1年内返済予定の長期借入金	1,350,864
リース債務	86,812
未払金	824,453
未払費用	36,081
未払法人税等	45,696
未払消費税等	47,611
預り金	11,613
賞与引当金	46,647
役員賞与引当金	4,581
その他	590
固定負債	9,712,702
長期借入金	8,309,410
リース債務	284,305
固定資産撤去費用引当金	396,000
退職給付引当金	65,675
資産除去債務	657,285
その他	26
負債合計	13,437,079
(純資産の部)	
株主資本	6,905,618
資本金	628,800
資本剰余金	272,400
資本準備金	272,400
利益剰余金	6,269,042
利益準備金	103,400
その他利益剰余金	6,165,642
別途積立金	6,000,000
繰越利益剰余金	165,642
自己株式	△264,624
純資産合計	6,905,618
負債・純資産合計	20,342,698

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		9,967,112
売上原価		7,994,745
売上総利益		1,972,367
販売費及び一般管理費		1,832,799
営業利益		139,567
営業外収益		
受取利息	60	
受取配当金	1,904	
補助金収入	56,253	
保険解約返戻金	12,651	
その他	39,789	110,658
営業外費用		
支払利息	80,013	
支払手数料	4,167	
その他	5,831	90,012
経常利益		160,214
特別利益		
固定資産売却益	2,298	2,298
特別損失		
固定資産除却損	2,064	
固定資産撤去費用	10,035	12,099
税引前当期純利益		150,413
法人税・住民税及び事業税	27,326	
法人税等調整額	30,079	57,406
当期純利益		93,006

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

ジャパンフーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 指 亮 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	賀 山 朋 和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジャパンフーズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジャパンフーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められる。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

ジャパンフーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井 指 亮 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	賀 山 朋 和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジャパンフーズ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

ジャパンフーズ株式会社 監査役会

常勤社外監査役 宮川 説 夫 ㊟

社外監査役 栢之間 昌 治 ㊟

社外監査役 魚住 峰 司 ㊟

以 上

会場ご案内図

JR
千葉みなと

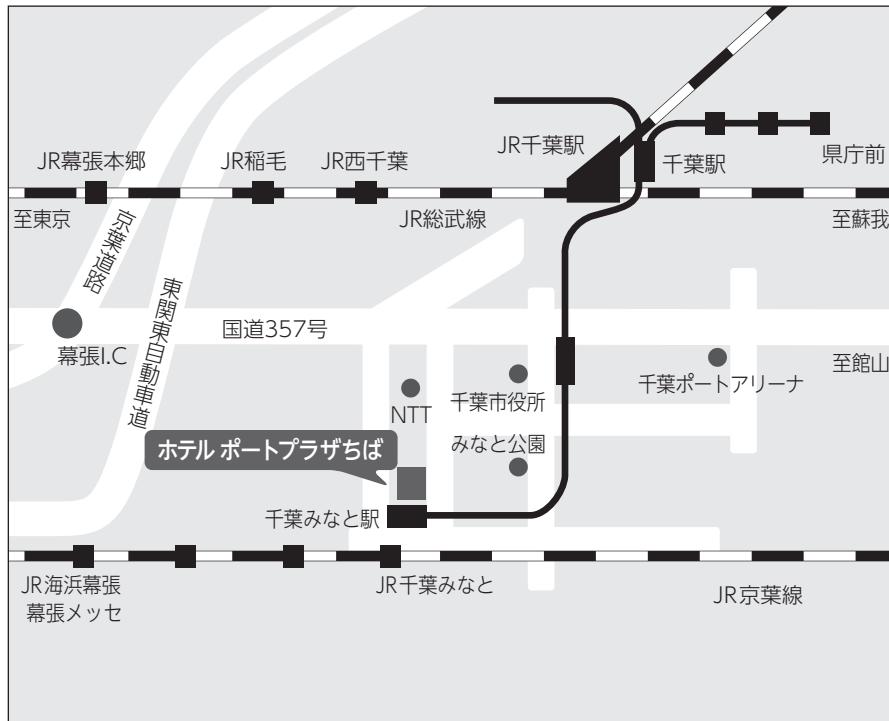
徒歩
約1分

千葉
みなと駅

徒歩
約1分

ホテルポート
プラザちば

JR京葉線「千葉みなと駅」より徒歩1分
千葉都市モノレール「千葉みなと駅」より徒歩1分



会場 千葉市中央区千葉港8-5
ホテルポートプラザちば
電話 043-247-7211